

## Ⅱ 選挙のしくみ

### ① 選挙の三原則

選挙を執行する際の基準となる公選法は、次の3つの原則を柱としています。

#### 1 選挙平等の原則

憲法に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されており、すべての国民は平等に選挙に参加することができます。以前は納税額によって差別されたり、婦人に選挙権が与えられていませんでしたが、大正14年に納税要件が撤廃されてすべての成年男子に選挙権が認められ、戦後の昭和20年には婦人に選挙権が認められ、普通選挙が確立されました。また、平成27年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立しました。

#### 2 投票自由の原則

憲法に「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」と規定され、秘密投票の原則が明示されています。投票しようとする候補者を他人から強制されたり、誰に投票したかわかるようになっては「選挙人の自由な判断で選ぶ」という最も大切な選挙の原則が無意味になってしまうからです。投票の秘密を守り、投票の自由を保障する方法として、投票は自分で書き、選挙人自身の氏名を書くことを禁ずる無記名投票制度等がとり入れられています。また、誰に投票したかを言う義務もありません。

#### 3 選挙公正の原則

選挙平等の原則や投票自由の原則が確立されたとしても、選挙の手続きが公正に行われないと、選挙の意義がなくなってしまいます。極端な例をあげれば、特定の候補者ばかりに選挙運動を許して他の候補者にはこれを禁じたり、また投票数をまちがえて数えたとしたら、選挙を通して国民の意思を政治に反映させるなどということは思いもよらないことになり、ひいては選挙に対する国民の信頼を失うこととなります。

そこで、公選法においては、投票や開票のときに管理者や立会人の制度を設けたり、選挙運動の期間やその方法を統一したり、あるいは選挙事務関係者の選挙運動を禁止したり、公務員の選挙運動を制限するなど選挙の公正を確保するためにさまざまな配慮がなされています。

## 2 選挙権と被選挙権

### 1 選挙権

選挙権は、国民が国会議員や地方公共団体の議会の議員および長を選ぶ権利であり、次の要件があります。

18歳の自覚を持って投票参加！

#### (1) 国会議員の選挙権

- (ア) 日本国民であること。
- (イ) 年齢満 18 歳以上の者であること。

#### (2) 地方公共団体の議会の議員および長の選挙権

- (ア) 日本国民であること。
- (イ) 年齢満 18 歳以上の者であること。
- (ウ) 引き続き 3 か月以上、同一市町村の区域内に住所を有

する者であること。(知事・県議会議員の選挙の場合は、特例規定があります。)

県や市町村の議会の議員および長の選挙に 3 か月以上の住所要件が設けられたのは、その県や市町村の住民として選挙に参加するためには、少なくとも 3 か月以上その地域に住み、地縁的なつながりも生じ、ある程度その地域の事情に通じていることが必要であるという趣旨からです。



### 2 被選挙権

被選挙権は、国会議員や地方公共団体の議員および長の選挙において候補者となることができる権利であり、日本国民であることのほか、次の要件を満たす必要があります。

- 衆議院議員 …… 年齢満 25 歳以上の者
- 参議院議員 …… 年齢満 30 歳以上の者
- 知事 …… 年齢満 30 歳以上の者
- 県議会議員 …… 県議会議員の選挙権を有する者で年齢満 25 歳以上の者
- 市町村長 …… 年齢満 25 歳以上の者
- 市町村議会議員 …… 市町村議会議員の選挙権を有する者で年齢満 25 歳以上の者



### 3 選挙権・被選挙権のない者

選挙権および被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の者は除かれます。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- (ウ) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、その執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者(被選挙権につ

いては、さらに5年間) またはその刑の執行猶予中の者

(エ) 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

(オ) 公選法に定める選挙に関する犯罪または政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権および被選挙権が停止されている者

### 3 選挙人名簿

選挙の当日、投票しようとする者が本当に投票することができる選挙人であるかどうかを審査することは、事実上不可能です。そこで、あらかじめ選挙権がある者の氏名、住所、性別、生年月日を名簿に登録しておく、投票の際にこれと照合することにより、投票が公正かつ円滑に行われるようにしています。この名簿を選挙人名簿といいます。



幽霊ではダメ



住民基本台帳に登録されなければ  
選挙人名簿に登録されない

#### 1 選挙人名簿と住民基本台帳

選挙のときに投票するためには、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿への登録は、市町村の住民基本台帳に記載されている者で選挙権を有するものについて、市町村の選挙管理委員会が職権で行います。

#### 2 登録の資格

選挙人名簿への登録は、登録の時点で当該市町村の区域内に現に住所を有し、かつ、引き続き3か月以上その市町村の住民基本台帳に記載されている年齢満18歳以上の者について行います。なお、他の市町村から転入した者は、転入届をした日から引き続き3か月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されていない場合、当該他の市町村に3か月以上住民基本台帳に登録されていれば、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されます。

### 3 登録の時期

選挙人名簿の登録は、定時および選挙時に行われます。

市町村の選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在において登録資格を有する者を整理し、同日（その登録月の1日）（※1）に選挙人名簿に登録します。（定時登録）

また、選挙が行われる場合は、その選挙の期日の公示（告示）の直前に登録資格を有する者を選挙人名簿に登録します。（選挙時登録）

※1 平成28年の公職選挙法の改正により、平成29年6月1日までの間において政令で定める日から、登録日がその登録月の2日から1日に変更されることとなっています。

### 4 登録の抹消

市町村の選挙管理委員会は、他の市町村に転出後4か月を経過した者や死亡した者などを選挙人名簿から抹消します。

### 5 在外選挙人名簿

国政選挙においては、外国に住んでいても投票ができます。

在外投票をするためには、所定の市町村の在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

登録は、住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館や総領事館）で在外選挙人名簿への登録を申請すること（在外公館申請）、または、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市町村から直接国外に転出する場合に、国外転出時に、登録の移転を申請すること（出国時申請）（※2）により行い、所定の市町村の在外選挙人名簿に登録されると、投票時に必要な在外選挙人証が交付されます。

※2 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月1日までの間において政令で定める日から、出国時申請が導入されることとなっています。

#### (1) 登録資格

年齢満18歳以上の日本国民（居住国への帰化等により日本国籍を失った方は、対象になりません。）で、その者の住所を管轄する領事官（大使や総領事）の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する者（ただし、公民権を停止されていない者に限る。）。ただし、出国時申請（※2）を行ったときは、3か月の居住は不要です。

#### (2) 在外選挙人名簿の登録

原則として、日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。

ただし、次のいずれかに該当する者は、申請時の本籍地の市町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。

- ・国外で生まれ、日本で暮らしたことがない者（住民票が一度も作成されたことがない者）
- ・平成6年4月30日までに出国した者（ただし、転出届の提出が遅れるなどにより、平成6年5月1日以降に住民票が消除されている場合は、最終住所地の市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。）

## 4 選挙の区域と定数

選挙の区域には選挙区、投票区および開票区があります。選挙区は議員を選挙する単位となる区域であり、投票区および開票区は投票や開票の便宜のために設けられる区域です。各選挙における選挙区と定数は、次のとおりです。

### ○衆議院小選挙区選出議員選挙

全国を 289 選挙区(※1)に分け、定数は 289 人(※1)です。(福井県は 2 選挙区で 2 人)

### ○衆議院比例代表選出議員選挙

全国を 11 選挙区に分け、定数は 176(※1)人です。(福井県は北陸信越選挙区で、その定数は 11 人)

### ○参議院選挙区選出議員選挙

全国を 4 県 2 合区を含む 45 選挙区に分け、定数は 146 人です。(福井県は 2 人)

### ○参議院比例代表選出議員選挙

全国を 1 選挙区とし、定数は 96 人です。

### ○知事および市町村長

県または市町村の区域を選挙区の区域とし、定数はそれぞれ 1 人です。

### ○県議会議員

選挙区は郡・市の区域を基準として県の条例で定め、定数も条例で定めます。(各選挙区において選挙すべき議員の定数は、原則として人口に比例して条例で定めます。)

### ○市町村議会議員

原則として市町村の区域全体で選挙し、定数は条例で定めます。

※ 各選挙の選挙区、定数等については、「XIII 資料」を参照してください。

(※1) 衆議院議員定数を「0 増 1 0 減」する改正公職選挙法が平成 28 年 5 月に成立しており、衆議院議員選挙区画定審議会(区割り審)による小選挙区の区割り改定案の作成・勧告を経て、平成 29 年夏以降の衆議院議員総選挙は新たな定数と区割りで実施される見込みです。

## 5 選挙管理委員会

選挙に関する事務を管理するため、国に「中央選挙管理会」、都道府県および市町村に「選挙管理委員会」(以下「選管」といいます。)が設けられています。

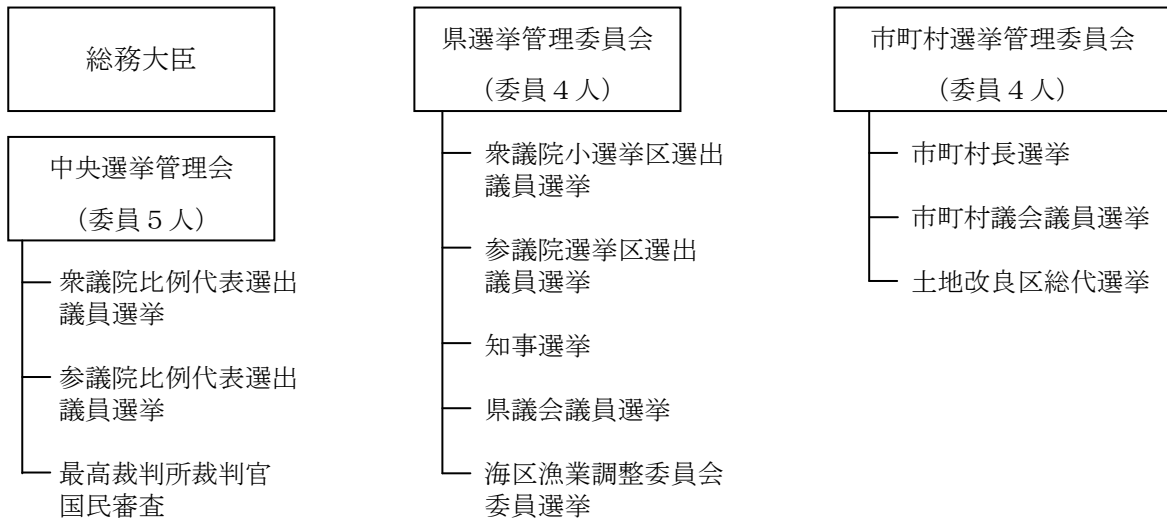
中央選挙管理会は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命した 5 人の委員(任期 3 年)で構成されます。

また、県および市町村の選管は、県議会および市町村議会において、それぞれ有権者の中から選挙された 4 人の委員(任期 4 年)で構成されます。

なお、選管が行う主な事務は次のとおりです。

- (ア) 選挙を行う日の決定、選挙運動用資材の交付、選挙長等の選任、当選証書の付与等選挙の管理執行全般に関すること。
- (イ) 選挙人名簿を調製すること。(市町村の選管のみ)
- (ウ) 明るい選挙が行われるよう常に啓発活動を行い、住民の政治意識を高めること。

各選挙の事務を管理する機関は次のとおりです。



## 6 選挙期日

選挙を行う日（投票日）のことを「選挙期日」といいます。

選挙期日は公選法で次のように定められており、その選挙の事務を管理する選管が決定します。

選挙の種類	選挙期日	公示(告示)の日
衆議院議員の総選挙	任期が終わる日前30日以内	選挙期日の少なくとも12日前
参議院議員の通常選挙	〃	〃 17日〃
知事選挙	〃	〃 17日〃
県議会議員の一般選挙	〃	〃 9日〃
市長の選挙・市議会議員の一般選挙	〃	〃 7日〃
町村長の選挙・町村議会議員の一般選挙	〃	〃 5日〃

※ 衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間が国会の開会中または閉会の日から23日以内に係る場合は、その総選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行われます。(参議院議員の任期満了による通常選挙も同様)。

※ 衆議院の解散による総選挙は、解散の日から40日以内に行われます(地方公共団体の議会の解散による一般選挙も同様)。

※ 補欠選挙については、国会議員の場合は、原則として、9月16日から翌年の3月15日まで(第1期間)にその事由が発生したものは4月の第4日曜日、3月16日からその年の9月15日まで(第2期間)にその事由が発生したものは10月の第4日曜日に行われ、地方公共団体の議会の議員選挙については、その事由の発生後50日以内に行われます。

※ 知事または市町村長の任期満了以外の事由による選挙は、その事由の発生後50日以内に行われます。

## 7 投票と開票



みんなで行こう明るい選挙！

### 1 投票

わたしたちが投票する場合、指定された投票所または共通投票所へ行きますが、選挙人が投票しやすいよう1つの市町村をいくつかの投票区に分けて投票所が設けられています。

投票所または共通投票所には投票用紙の交付などに従事する職員のほか、投票に関する最高責任者である投票管理者（1人）と投票が公正に行われるよう監視する投票立会人（2～5人）がいます。投票は、投票日に自ら投票所または共通投票所へ行き、投票時間中（原則として午前7時から午後8時まで）に行うことになります。

選挙における投票は、選挙の当日に選挙人自らが選挙人名簿の属する投票区の投票所または共通投票所へ行き、投票するのが原則です。この例外が、以下に記述する期日前投票制度、不在者投票制度および在外投票制度です。これら現行の投票制度の概略をまとめると、次の一覧のとおりになります。

#### 【投票制度の一覧】

投票制度		対象選挙人	対象選挙
選挙期日（投票日）の投票所、共通投票所における投票			
期日前投票		選挙期日に用務等があると見込まれる者	国政選挙 地方選挙
一般的な 不在者投票	所在地選管での投票 （所在地・・・その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村）	期日前投票制度の創設によって、所屬地選管における不在者投票は原則として期日前投票に移行することとなったため、投票時点において18歳未満で選挙人名簿に登録されている者（選挙期日までの間に18歳になる者）等	
	所屬地以外 （所屬地選管）での投票	所屬地以外（現に所在、居住する他の市区町村）にいる者	
	指定施設等における投票	都道府県選管が指定する病院・老人ホーム等の指定施設、刑事施設、警察留置場、少年院または婦人補導院等に入院・入所する者	
	船舶内投票	一定の船舶に乗船している船員	
	指定港市区町村における投票	指定港のある市区町村で投票しようとする船員	
郵便等による不在者投票	身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち一定の障害を有する者、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者または介護保険法に規定する要介護者のうち要介護5である者等身体に重度の障害等がある者		
国外における不在者投票	法律の規定に基づき国外に派遣される組織で一定の基準に該当する特定国外派遣組織（例えば、国際平和協力隊（PKO 協力隊））に属し国外に滞在する者		
洋上投票（ファクシミリ投票）	遠洋区域を航行区域とする指定船舶に乗船し、本邦以外の区域を航行する船員	衆院選・参院選に限る	
南極投票（ファクシミリ投票）	南極地域観測隊に属する者等で南極地域にある施設または同隊を輸送する船舶に滞在する者		
在外投票	在外公館投票	国外に住所を有し、在外選挙人名簿に登録されている者	国政選挙
	郵便等投票		
	日本国内における投票（帰国投票）		

## 〔代理投票と点字投票〕

### (1) 代理投票

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名等を書けない選挙人が、投票管理者に申し出れば、代わって候補者の氏名等を書いてもらえる制度です。

### (2) 点字投票

盲人である選挙人が、投票管理者に申し出れば、点字で投票ができる制度です。



## 〔電子投票〕

平成 14 年 12 月に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が制定され、地方公共団体が条例を定めることにより、その地方公共団体の議員および長の選挙において、投票用紙に代えて電磁的記録式投票機を用いた投票（いわゆる電子投票）を導入できるようになりました。

電子投票の導入により、投票用紙による投票のような疑問票や無効票がなくなること、票の集計に要する時間が大幅に短縮され、選挙結果を速やかに有権者に知らせることができるようになること、自書が困難な人の投票が容易になるなどの効果が期待されています。

しかしながら、電子投票については投票システムのトラブルから選挙無効となり、再選挙が行われた事例もあります。

本県では、平成 15 年 7 月の鯖江市議選で実施されたものの、平成 16 年 9 月に電子投票条例が廃止されています。

## 2 きじつぜんとうひょう 期日前投票

投票は、選挙期日（投票日）に投票所または共通投票所において行うことを原則としていますが、選挙人が名簿登録地の市町村で行う投票については選挙期日前であっても、選挙期日と同様に、投票用紙を直接投票箱に入れる方法により投票することができます。（期日前投票）

期日前投票は、選挙期日における投票と同じく確定投票であり、期日前投票を行った後、他市町村への転出や死亡等により選挙権を失っても、有効な投票として扱われます。

期日前投票の概要は次のとおりであり、その基本的な手続きは選挙期日の投票所または共通投票所における投票とほぼ同じです。

### (1) 対象となる投票

選挙人が、名簿登録地の市町村において行う投票

### (2) 投票できる者

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる者

なお、期日前投票を行う選挙人は、選挙期日に投票できない事由を申し立て、かつ、当該申立てが真



正であることを誓う旨の宣誓書を提出する必要があります。

### (3) 投票する場所

期日前投票所（各市町村に1か所以上設けられます。）

※ 期日前投票が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。

### (4) 投票できる期間

選挙期日の公示または告示の日の翌日から選挙期日の前日まで

### (5) 投票できる時間

原則として、午前8時30分から午後8時まで

※ 市町村によって、開始時刻の2時間以内の繰上げおよび終了時刻の2時間以内の繰下げが行われることがあります。この場合、投票時間は最長で午前6時30分から午後10時までになります。

## 3 不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市町村に滞在している者は、滞在先の市町村の選管で不在者投票ができます。

また、指定病院や指定老人ホーム等に入院、入所している者は、その施設において不在者投票ができます。

このほか、選挙期日には選挙権を有することになるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者（選挙期日に18歳を迎えるが、選挙期日前は17歳であるため選挙権を有しない者等）は、期日前投票ができないため、例外的に名簿登録地の市町村の選管で不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示または告示の日の翌日から選挙期日の前日までです。

### (1) 名簿登録地以外の市町村の選管における不在者投票

名簿登録地の市町村の選管に、直接または郵便で投票用紙および投票用封筒を請求します。また、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインによる請求も可能です。これらの場合、所在地等の選管において投票する旨を申し立てます。

名簿登録地の市町村の選管から交付された投票用紙および投票用封筒を持参し、所在地等の市町村の選管に向いて投票します。

### (2) 指定病院等における不在者投票

手続きは(1)とほぼ同じです。投票用紙などは病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※ 「指定病院等」とは、県の選管で不在者投票ができる施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム等をいいます。

### (3) 郵便等による不在者投票

名簿登録地の市町村の選管に投票用紙等の必要書類を請求し、自宅等自分のいる場所で、交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市町村の選管に送付します。

※ 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で次のような障害のある者（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に認められています。



身体障害者 手帳	障害の部位	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能	○	○	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者 手帳	障害の部位	障害の程度			
		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
	両下肢、体幹	○	○	○	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の 被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

※ 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある者（○印の該当者）は、あらかじめ市町村の選管に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者 手帳	障害の部位	障害の程度
		1級
	上肢、視覚	○

戦傷病者 手帳	障害の部位	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚	○	○	○

(注) 上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でない者は、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

(4) 国外における不在者投票

法律の規定により国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人が、国外において不在者投票管理者（当該組織の長）の管理の下で行う投票制度です。

(5) 洋上投票

遠洋区域を航行区域とする船舶等（指定船舶）に乗って日本国外の区域を航海する船員で、選挙の当日職務または業務に従事することが見込まれる者は、船舶からファクシミリによって投票することができます。（選挙人名簿登録証明書の交付を受けていることが必要です。）

洋上投票を行うためには、ファクシミリ投票用紙の交付を受けるなど、事前の  
手続きが必要です。

また、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。



#### (6) 南極投票

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（いわゆる南極地域観測隊）に属する選挙人  
で、南極地域にある施設（昭和基地）または南極地域観測隊を輸送する船舶（しらせ）に滞在する者で、  
選挙の当日職務または業務に従事することが見込まれる者が、ファクシミリによって投票する制度です。

南極投票の対象は、洋上投票と同様、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。

### 4 在外投票

仕事や留学などで海外に住んでいる者が、外国にいながら国政選挙に投票  
できる制度を在外選挙制度といい、これによる投票を在外投票といいます。

在外投票ができるのは日本国籍を持つ年齢満 18 歳以上の有権者で、在外選  
挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている者です。

在外投票には、次の 3 種類の方法があります。



#### (1) 在外公館投票

投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館）において、原則として選挙期日の公示（告  
示）の日から選挙期日の 6 日前まで、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができます。

投票できる時間は、原則として午前 9 時 30 分から午後 5 時までです。

#### (2) 郵便等投票

在外選挙人は、選挙期日の 4 日前までに、名簿登録地の選管に対し、直接または郵便等により、かつ、  
在外選挙人証を提示して、投票用紙等を請求します。郵便等により投票用紙等の交付を受けた在外選挙  
人は、その現在する場所においてこれに記入し、名簿登録地の選管に郵便等をもって送付します。

#### (3) 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙の時に一時的に日本国内に滞在している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録さ  
れるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）  
により投票することができます。

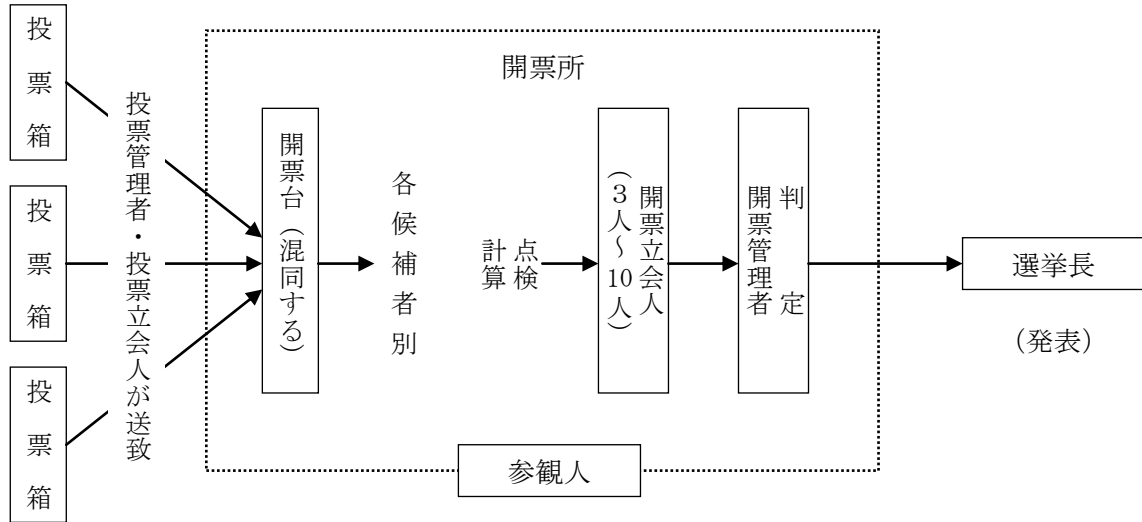
### 5 開票

投票が終わると、各投票所および共通投票所の投票箱を 1 か所に集めて開票を行います。投票箱を開い  
て投票を点検し、その有効または無効を決定する区域を開票区といい、原則として市町村の区域によるこ  
ととされています。

開票区ごとに開票所が設けられます。開票の際は、開票事務を管理する開票管理者（1 人）のもと、開  
票事務の公正を期するため候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者の届出を政党その他の  
政治団体が行った場合は当該政党その他の政治団体、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出  
議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体）がそれぞれ 1 人ずつ届け出た開票立

会人（3人～10人）が立ち会います。届け出られた開票立会人が10人を超えたときは市町村選管がくじで定め、同じ党派の候補者から選ばれる開票立会人は2人までに限られています。

開票所では、各投票所および共通投票所から集められた投票をよく混ぜ合わせてから開票が行われます。なお、選挙人は開票を参観することができます。



## 8 候補者

公選法は、立候補者の届出をした者でなければ有効に当選人となることができないとする立候補制をとっており、本人または推薦人が選挙長に届け出ます。（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、政党その他の政治団体も届け出ることができます。また、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、政党その他の政治団体が候補者の名簿を届け出ます。）

立候補の届出は、公示（告示）の日に、郵便等によることなく必ず文書を持参してしなければなりません。

### 1 立候補の禁止と制限

被選挙権のある者は誰でも自由に立候補できるのが原則ですが、選挙の公正性の確保のため、次の例外があります。

#### (1) 重複立候補の禁止

2つ以上の選挙で同時に候補者となることはできません。

ただし、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われる当該選挙区内の小選挙区における当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者を名簿に登載することができます。

#### (2) 選挙事務関係者の立候補の制限

投票管理者、開票管理者、選挙長および選挙分会長は、在職中、その関係区域内においては候補者となることはできません。

#### (3) 公務員の立候補の制限

公務員が在職のまま立候補することは、その地位や権限を利用することにより選挙の自由や公正を損なうおそれがあり、国民全体の奉仕者という立場からも好ましくありません。このため、公務員は在職のまま候補者となることはできないことになっており、もし在職のまま立候補したときは、立候補届の受理と同時に公務員を辞したものとみなされます。

ただし、内閣総理大臣など政治的行動が是認される特別職の公務員、臨時・非常勤の消防団員、単純な労働に従事する者等については、在職のまま候補者となることができます。

#### (4) 衆議院小選挙区選出議員または参議院選挙区選出議員を辞職した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員または参議院選挙区選出議員を辞職し、または辞職したものとみなされた者は、その欠員について行われる補欠選挙における候補者となることはできません。

## 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出

衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出は、政党その他の政治団体（以下「**☐** 候補者」の項において「政党等」といいます。）が当該政党等に所属する者を届け出る方法（政党届出）、候補者となろうとする者本人自らが届け出る方法（本人届出）、選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）があります。

なお、届出を行うことができる政党等は、次のいずれかの要件に該当するものに限られます。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の100分の2以上であること。

## 3 衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出

衆議院比例代表選出議員の選挙に立候補するためには、次のいずれかの要件に該当する政党等が提出する候補者名簿に登載されることが必要です。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の100分の2以上であること。
- (ウ) 衆議院比例代表選出議員の選挙において、届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登載者の数が衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙区における議員の定数の10分の2以上であること。

## 4 参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出

参議院比例代表選出議員の選挙に立候補するためには、次のいずれかの要件に該当する政党等が提出する候補者名簿に登載されることが必要です。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参

議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の100分の2以上であること。

(ウ) 当該参議院議員の選挙において、候補者(名簿登載者および選挙区選挙候補者)を10人以上有すること。

## 5 衆議院議員選挙または参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出

候補者となろうとする者本人自らが届け出る方法(本人届出)と選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て届け出る方法(推薦届出)があります。

## 6 供託

立候補するためには、町村議会議員の選挙を除くすべての選挙において、一定の金額またはこれに相当する額面の国債証書を法務局に供託しなければなりません。

これは、真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止する目的で設けられたもので、候補者が立候補を辞退したときや、選挙の結果、候補者が一定の得票数(供託物没収点といいます。)を得られなかったときなどは、供託金は国、県または市町村に没収されます。

### ○供託金の額および没収点

選挙の種類	供託金の額	供託物没収点等
衆議院小選挙区選出議員	300万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき 600万円 (名簿登載者が重複 立候補者である場合 300万円)	没収額 = $\left( \begin{array}{l} \text{重複立候補者の} \\ \text{300万円} \times \text{うち小選挙区} + 600 \text{万円} \times \text{選挙の} \times 2 \\ \text{選挙の当選者数} \qquad \qquad \qquad \text{比例代表} \\ \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{当選者数} \end{array} \right)$
参議院選挙区選出議員	300万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{8}$
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者1人につき 600万円	没収額 = {名簿登載者数 - (当選人 $\times 2$ )} $\times 600$ 万円
知事	300万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
県議会議員	60万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指定都市の市長	240万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
指定都市の議会議員	50万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
その他の市の市長	100万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$
その他の市の議会議員	30万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$
町村長	50万円	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$

※町村議会議員選挙には、供託金はありません。

## 9 選挙会と当選人

開票が終わり、開票管理者から選挙長へ開票結果が報告されると、あらかじめ告示された日時、場所で選挙会が開かれ、選挙立会人の立会いのもとで当選人が正式に決定されます。

選挙会は選挙区ごとに設置され、選挙長は開票管理者の場合と同じくその選挙の有権者の中からその選挙を管理する選管が選任します。選挙立会人は開票立会人の場合と同じく、候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者の届出を政党その他の政治団体（以下「政党等」といいます。）が行った場合は当該政党等、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者名簿を届け出た政党等）が届け出た者から選任されるのが原則です。

### 1 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の決定

候補者のうち得票数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人としますが、当選人となるためには、次の法定得票数に達していなければなりません。また、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定めます。

選挙の種類	法定得票数
衆議院小選挙区選出議員	有効投票総数の6分の1以上の得票
参議院選挙区選出議員	通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票総数を除して得た数の6分の1以上の得票
地方公共団体の長	有効投票総数の4分の1以上の得票
地方公共団体の議会の議員	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）をもって有効投票総数を除して得た数の4分の1以上の得票

上記のほかに、当選人となる特殊な場合として、次のものがあります。

#### (ア) 無投票当選

候補者の数が、選挙すべき定数を超えないときや超えなくなったとき。

#### (イ) 当選人の更生決定

当選争訟の結果、当選無効が確定し、再選挙を行わないで当選人を定めることができるとき。

#### (ウ) 当選人の繰上補充

選挙会において当選人が決定されてから議員または長の身分を取得するまでの間に、当選人が一定の事由（死亡、被選挙権の喪失等）によって欠け、または不足するに至った場合、当選人とならなかった者（法定得票数以上の得票数を有する者。ただし、衆議院小選挙区選出議員の選挙または地方公共団体の長の選挙にあつては同点者）で、選挙の期日後被選挙権を失っていない者があるときは、その者の中から当選人を定めます。

(ア)～(ウ)いずれの場合も、通常の場合と同様に、選挙会を開催して当選人を決定します。

## 2 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

### (1) 衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

衆議院比例代表選出議員の選挙は、あらかじめ候補者の当選順位を決めておく方法（拘束名簿式）により行われます。

まず、候補者名簿を届け出た政党等の当選人の数を決めるために、得票数を1、2、3、4、5、…の整数で名簿登載者数まで除していきます。除して得られた商のうち、その数値の最も大きいものから順に数え、選挙すべき議員の数になるまでにある商の個数をもって、それぞれの候補者名簿を届け出た政党等の当選人の数とします。

そして、候補者名簿に登載された当選人となるべき順位に従い、当選人の数に相当する数の候補者を当選人とします。また、2以上の商が同一の数値であるため、それぞれの候補者名簿を届け出た政党等に係る当選人の数を定めることができないときは、それらの商のうち選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を選挙長がくじで定めます。

これを例示すると次のようになります。

(例) <定数6人の場合>

名簿届出政党等名		A 党		B 党		C 党	
名簿登載者数		4人		3人		2人	
得票数		1,000票		700票		300票	
除数	÷ 1	① 1,000票	$1,000 \div 1 = 1,000$	② 700票	$700 \div 1 = 700$	⑥ 300票	$300 \div 1 = 300$
	÷ 2	③ 500票	$1,000 \div 2 = 500$	④ 350票	$700 \div 2 = 350$	150票	$300 \div 2 = 150$
	÷ 3	⑤ $333\frac{1}{3}$ 票	$1,000 \div 3 = 333\frac{1}{3}$	$233\frac{1}{3}$ 票	$700 \div 3 = 233\frac{1}{3}$		
	÷ 4	250票	$1,000 \div 4 = 250$				
当選人数		3人		2人		1人	

説明の都合上、選挙すべき議員の数を6人とします。A党、B党およびC党が候補者名簿を提出し、それぞれ4人、3人、2人の候補者が登載されていたものとします。

①まず、各政党の得票数を1、2、3、…の名簿登載者数までの整数で除します。②次に、除して得られた商が表のようになりますので、その商の一番大きい数値から順に数えていき、選挙すべき議員の数（この場合6番目）まで各政党に配分する当選人数を決めます。③その結果、A党には3人が配分されますので、候補者名簿に記載された順位により上位3人が当選人となります。

なお、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合は、小選挙区選出議員の選挙で候補者の届出ができる政党等は、小選挙区選挙の届出候補者を同時に比例代表選挙（その小選挙区を含む選挙区の比例代表選挙）の名簿登載者とすることができます。

いわゆる重複立候補といわれるもので、重複立候補者については、当選人となるべき順位を全員同一とすることも、またその一部を同一とすることもできます。

同一順位とされた重複立候補者の当選人となるべき順位は、小選挙区選出議員の選挙における最多得



票者の得票数に対する各重複立候補者の得票数の割合（いわゆる惜敗率）の大きい者から順次定められますが、重複立候補者が小選挙区選挙で当選した場合または小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった場合には、候補者名簿には記載されていないものとみなされます。

### ■ 重複立候補者がある場合の衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定 ■

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A、B、Cの3人を比例代表選挙の名簿に登載しました（重複立候補）。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第1位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位の第2位とし、第5位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cの惜敗率（それぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合）はBが80%、Cが90%でした。

比例代表選挙では、この政党は2議席を獲得しました。

候補者（小選挙区）			名簿による届出候補者（比例代表選挙）			
小選挙区名	氏名	当・落	届出時の順位	氏名	当選順位	
…選挙区	・		1	甲	①	
…選挙区	A	当	重複立候補 (同一順位)	2	A	—
…選挙区	B	落 惜敗率 80%		2	B 惜敗率 80%	3
…選挙区	C	落 惜敗率 90%		2	C 惜敗率 90%	②
	・		5	乙	4	

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

- ① まず、名簿登載順位第1位の甲が当選人となります。
- ② 名簿の第2位に同順位としてA、B、Cの3人が登載されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され、比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので、第2位はB、Cのみとなります。
- ③ 次に、惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%、Cが90%ですので、当選人となるべき順位はCが第2位、Bが第3位となります。
- ④ この政党は2議席を獲得したので、Cが2人目の当選人となります。

### (2) 参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

参議院比例代表選出議員の選挙は、非拘束名簿式により行われます。候補者名簿では当選順位は決められておらず、有権者は候補者名または候補者名簿を提出した政党等の名称もしくは略称のいずれかを記載して投票します。

候補者個人の得票と政党等名の得票を合算した得票数に応じて比例配分により各政党等の当選人数を決定し、各政党等の名簿登載者の中から個人名の得票数が多い候補者から順次当選が決まります。

(個人名の得票数が同じである者があるときは、それらの者における当選人となるべき順位は、選挙会において選挙長がくじで定めることとなります。)

これを例示すると、次のようになります。

(例)【2政党等届出、定数5の場合】

名簿届出政党等名	A 党		B 党	
名簿登載者	4人		3人	
得票数	1,500票		800票	
	当 ○山○太 810票	$1,500 \div 1 = 1,500$ ①	当 △野△代 380票	$800 \div 1 = 800$ ②
	当 ○田○江 240票	$1,500 \div 2 = 750$ ③	当 △水△一 180票	$800 \div 2 = 400$ ⑤
	当 ○本○郎 130票	$1,500 \div 3 = 500$ ④	落 △木△子 140票	$800 \div 3 = 266 \frac{2}{3}$
	落 ○川○子 120票	$1,500 \div 4 = 375$		
	政党名の投票 200票		政党名の投票 100票	
当選人数	3人		2人	

※ 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、上記のほかに、当選人となる特殊な場合として次のものがあります。

(ア) 無投票当選

届出のあった候補者名簿に登載された候補者の数が、選挙すべき定数を超えないときや超えなくなったとき。

(イ) 当選人の更生決定

当選争訟の結果、当選無効が確定し、再選挙を行わないで候補者名簿の中から当選人を定めることができるとき。

(ウ) 当選人の繰上補充

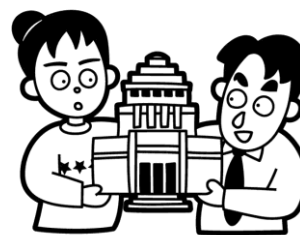
選挙会において当選人が決定されてから議員または長の身分を取得するまでの間に、当選人が一定の事由（死亡、被選挙権の喪失等）によって欠け、または不足するに至った場合、当選人とならなかった者で、選挙の期日後被選挙権を失っていない者があるときは、その者の中から当選人を定めます。

(ア)～(ウ)いずれの場合も、通常の場合と同様に、選挙会を開催して当選人を決定します。

### 3 当選人の告示

当選人が決定すると、選管は、直ちに当選人に当選の旨を知らせるとともに当選人の住所、氏名を告示します。この告示があった日から、当選の効力が生じます。

次いで当選証書を当選人に付与します。



投票した後も、政治に関心を持って見守ろう

#### 4 任期の起算

任期は、衆議院議員は4年、参議院議員は6年、地方公共団体の議会の議員および長は4年です。

任期の起算については、次のとおりです。

##### (1) 任期の起算の原則

###### (ア) 衆議院議員

総選挙の期日から起算します。

任期満了による総選挙が任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算します。

###### (イ) 参議院議員

前任者の任期満了の日の翌日から起算します。

通常選挙が前議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選挙の期日から起算します。

###### (ウ) 地方公共団体の議会の議員

一般選挙の日から起算します。

任期満了による一般選挙が任期満了前に行われた場合において、前任者が任期満了の日まで在任したときは任期満了の日の翌日から、選挙後に前任者がすべてなくなったときはその翌日から起算します。

※一般選挙とは、地方公共団体の議会の議員の定数全員について行われる選挙をいいます。

###### (エ) 地方公共団体の長

選挙の日から起算します。

任期満了による選挙が任期満了前に行われた場合において、前任者が任期満了の日まで在任したときは任期満了の日の翌日から、選挙後に前任者が欠けたときはその翌日から起算します。

##### (2) 任期の起算の特例

###### (ア) 補欠議員の任期

衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員の補欠議員の任期は、それぞれその前任者の残任期間です。

なお、地方公共団体の議会の議員の増員選挙により議員となった者の任期も、一般選挙により選出された他の議員の残任期間となります。

###### (イ) 地方公共団体の長の特例

知事または市町村長が任期満了を待たずに退職を申し出た場合に、その退職の申出があったことにより行われる選挙で前任者が再び当選人となったときは、その任期は従前の任期の残存期間となります。